

指定児童発達支援
指定福祉型児童発達支援センター
指定医療型児童発達支援センター

● 添付書類（資料提出前に今一度ご確認ください）

- (1) 運営規程
- (2) サービス利用契約書（ひな形）
- (3) 重要事項説明書（ひな形）
- (4) 事業所の平面図（市へ届出を行った直近のもの）
- (5) 位置図（自動車等で行くことができるもの）
- (6) 施設パンフレット（事業所の概要が分かるもの（ない場合は添付不要））
- (7) 報酬・加算に関する体制届（市へ届出を行った直近のもの）
- (8) 組織図（組織の構造、職員体制等が分かるもの）

● 記入上の注意

- (1) 主眼事項の項目ごとに自主点検を行うとともに、当該事業所の前年度実績又は資料作成日現在等の状況を記入すること。
- (2) **薄黄色** に着色されたセルの入力に当たっては、下記の基準でプルダウンメニューから該当内容を選択してください。
（A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
該当無し→該当する事象が無い、または対象外の項目）
- (3) 資料（別表を含む）の作成に当たっては、できるだけ両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

事業所名		事業所所在地	〒 新潟市
届出定員	人		TEL : FAX :
事業主体		実地指導年月日	令和 年 月 日
事業主体代表者氏名		資料作成年月日	令和 年 月 日
施設長（管理者）氏名		事業開始年月日	年 月 日
本資料作成担当者氏名		事業認可・届出年月日	年 月 日
監査時 立会予定役員等 氏名		福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	年 月 日
講評時 立会予定役員等 氏名			

● 本資料中の法令、告示等の略称は次のとおりである。

児福法……………児童福祉法

児福法規則……………児童福祉法施行規則

障害者虐待防止法……………障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

土砂災害防止法……………土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

【条例】

通所条例……………新潟市条例第78号 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施設条例……………新潟市条例第79号 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【最低基準】

最低基準条例……………新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

【解釈通知】

通所解釈……………児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

施設解釈……………児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

【報酬告示等】

平24厚労告122……………平成24年3月14日付け厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

平24厚労告123……………平成24年3月14日付け厚生労働省告示第123号「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

平24障発0330第16……………平成24年3月30日付け障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

【通知】

障発0330第31号……………平成24年3月30日付け障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」

健発第0222002号……………平成17年2月22日付厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

福第1435号……………平成17年12月16日付け福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について（通知）」

消防庁告示第9号……………平成16年5月31日付け消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」

社援第1352号……………平成12年6月7日社援第1352号厚生省社会・援護局長他通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

福第1983号……………平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」

障第515号……………平成18年8月28日付け障第515号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について」

障第1016号……………平成24年9月11日付け障第1016号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

新障第769号……………平成27年7月2日付け新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者（児）等の事故防止について（通知）」

障第855号……………平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

障発第1020001号……………平成17年10月20日障発第1020001号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」

社施第38号……………昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」

衛食第85号別添……………平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

衛食第201号……………平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」

社援基発0307001号……………平成20年3月7日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

障発0401第2号……………平成27年4月1日付け障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「放課後等デイサービスガイドラインについて」

障発0724第1号……………平成29年7月24日付け障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童発達支援ガイドラインについて」

障障発0307第1号……………平成28年3月7日付け障障発0307第1号厚生省社会・援護局通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」

虐待防止の手引……………平成30年6月11日付け厚生省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の一部改訂について」

指定障がい福祉サービス事業等事前提出資料

■児童発達支援

(共通部分)				
項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
第1 運営に関する基準				
1 内容及び手続きの説明及び同意	ア 給付決定保護者が利用の申込みを行ったときは、給付決定保護者に係る障がい児の障害の特性に配慮し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者の施設の利用に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者から同意を得ているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第13条 通所解釈第三の3(2)
	イ 指定通所(入所)支援事業の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規程に基づき、当該利用者の障がいの特性に配慮し、下記事項を記載した書面を交付しているか。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定通所(入所)支援の内容 ③ 当該指定通所(入所)支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定通所(入所)支援の提供開始年月日 ⑤ 指定通所(入所)支援に係る苦情を受け付けるための窓口	A・B・C		(入所施設) 施設条例第7条 施設解釈第三の3(1)
2 受給者証	指定障害児支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に契約支給量及び受給者証記載事項を記載しているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第14条 通所解釈第三の3(3) (入所支援) 施設条例第15条 施設解釈第三の3(9)
3 サービス提供の記録	ア 指定通所(入所)支援を提供した際には、提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第22条 通所解釈第三の3(10)
	イ 上記アの記録について給付決定保護者の確認を得ているか。	A・B・C		(入所施設) 施設条例第16条 施設解釈第三の3(10)

(共通部分)

<p>4 利用者負担額等の受領 ※回答項目 ・児童発達支援、医療型児童発達支援 アイウクケ</p> <p>・放課後等デイサービス アイエクケ</p> <p>・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 アイオクケ</p> <p>・福祉型障害児入所施設 アイカクケ</p> <p>・医療型障害児入所施設 アイキクケ</p> <p>を回答してください。</p>	ア	指定通所（入所）支援を提供した場合は、給付決定保護者から利用者負担額の支払いを受けているか。	A・B・C	<p>別紙4(2)</p> <p>(児童発達支援) 通所条例第24条 通所解釈第三の3(12)</p> <p>(医療型児童発達支援) 通所条例第67条 通所解釈第四の3(2)</p> <p>(放課後等デイサービス) 通所条例第77条 通所解釈第五の3(2)</p> <p>(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) 通所条例第81条の7 通所解釈第六の3(2)</p> <p>(福祉型障害児入所施設) 施設条例第18条 施設解釈第三の3(12)</p> <p>(医療型障害児入所施設) 施設条例第55条 施設解釈第四の3(1) 障発0330第31号</p>
	イ	法定代理受領を行わない場合、利用者負担額その他、指定通所（入所）支援費用基準額(医療型障害児入所施設は入所医療費を含む。)の支払いを受けているか。	A・B・C	
	ウ	上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供され便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C	
	①	食事の提供に要する費用 (①は指定児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に限る。)		
	②	日用品費		
	③	日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの		
	エ	上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。	A・B・C	
	①	日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの		
	オ	上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。	A・B・C	
	①	給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費		
カ	上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定福祉型障害児入所施設において提供される便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C		
①	食事の提供に要する費用			
②	光熱水費			
③	日用品費			
④	日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの			
キ	上記ア及びイの支払を受ける額のほか、医療型障害児入所施設において提供される便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C		
①	日用品費			
②	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。			
ク	上記アからキの費用の支払を受けた場合は、給付決定保護者に対して領収書を交付しているか。	A・B・C		
ケ	上記ウからキのサービス内容及び費用について、あらかじめ、給付決定保護者に説明し、同意を得ているか。	A・B・C		

(共通部分)

<p>5 通所（入所）給付費の額に係る通知等</p>	<p>ア 法定代理受領により通所（入所）支援に係る給付費（医療型障害児入所施設は入所医療費を含む）の支給を受けた場合は、給付決定保護者に対し、通所（入所）支援に係る給付費（入所医療費を含む）の額を通知しているか。</p> <p>イ 法定代理受領を行わない指定通所（入所）支援の費用（入所医療費を含む。）の支払いを受けた場合は、その提供した指定通所（入所）支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第26条 通所解釈第三の3(14) (福祉型障害児入所施設) 施設条例第20条 施設解釈第三の3(14) (医療型障害児入所施設) 施設条例第56条 施設解釈第四の3(2)</p>
<p>6 運営規程</p> <p>※回答項目 ・通所支援 アイ ・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 アウ ・入所施設 ア</p>	<p>ア 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用〔入所〕定員 (4) 指定障害児支援の内容、給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 (5) サービス利用（施設利用）に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 主として入所させる障がい児の障がいの種類（※障害児入所施設に限る） (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 苦情解決に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項</p> <p>※(9)「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」に準じた取扱いとし、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるよう、下記事項等の必要な措置を運営規程に定めているか。</p> <p>①虐待の防止に関する責任者の選定 ②苦情解決体制の整備 ③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施</p> <p>イ 上記ア（(8)を除く）に加え、以下の重要事項を追加しているか。</p> <p>○営業日及び営業時間 ○通常の事業の実施地域 ○事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（※医療型児童発達支援を除く）</p> <p>ウ 上記ア（(3)(7)(8)を除く）に加え、以下の重要事項を追加しているか。</p> <p>○営業日及び営業時間 ○通常の事業の実施地域</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第38条 通所解釈第三の3(26)</p> <p>(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) 通所条例第81条の8 通所解釈第六の3(3)</p> <p>(入所施設) 施設条例第35条 施設解釈第三の3(29)</p>

(共通部分)

<p>7 勤務体制の確保等</p>	<p>ア 障がい児に対し、適切な指定通所（入所）支援を提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>イ 当該指定通所（入所）支援の従業員によって指定通所（入所）支援を提供しているか。ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>ウ 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>エ 適切な指定通所（入所）支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置（ハラスメントに対する方針等を明確化し、従業員に周知・啓発すること。及び相談に対応する窓口を定め、従業員へ周知すること。）を講じているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>別表 3</p>	<p>(通所支援) 通所条例第39条 通所解釈第三の3 (27)</p> <p>(入所施設) 施設条例第36条 施設解釈第三の3 (30)</p>																
<p>8 業務継続計画の策定等</p>	<p>ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所（入所）支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※貴施設の業務継続計画に記載されている項目に○印を記入してください。</p> <p>○感染症に係る業務継続計画</p> <table border="1" data-bbox="506 730 1391 932"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初動対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○災害に係る業務継続計画</p> <table border="1" data-bbox="506 995 1391 1197"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他施設及び地域との連携</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 従業員に対し、必要な研修を定期的（年1回以上※入所施設については年2回以上）に実施するとともに新規採用時に研修を実施しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、必要な訓練を定期的（年1回以上※入所施設については年2回以上）に実施しているか。</p> <p>エ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	項目	記入欄	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）		初動対応		感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）		項目	記入欄	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）		緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）		他施設及び地域との連携		<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>別表 5-1</p> <p>別表 3</p> <p>別表 5-1</p>	<p>(通所支援) 通所条例第39条の2 通所解釈第三の3 (28)</p> <p>(入所施設) 施設条例第36条の2 施設解釈第三の3 (31)</p>
項目	記入欄																			
平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）																				
初動対応																				
感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）																				
項目	記入欄																			
平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）																				
緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）																				
他施設及び地域との連携																				

(共通部分)

<p>9 定員の遵守</p> <p>※回答項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所支援 <p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型事業 <p>ウ</p> <p>を回答してください。</p> <p>※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は回答不要</p>	<p>ア 利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービス提供を行っていないか。ただし、下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限り可能としているもの。</p> <p>(1) 1日当たりの障がい児の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所 1日当たりの利用者の数が、利用定員に利用定員から50を差し引いた数に、25%を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3月間の利用者の数 直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	A・B・C	別表6	<p>(通所支援)</p> <p>通所条例第40条 通所解釈第三の3(29)</p> <p>(入所施設)</p> <p>施設条例第37条 施設解釈第三の3(32)</p> <p>(共生型事業)</p> <p>施設条例第55条の4 通所解釈第三の4(3)</p>							
	<p>イ 入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、下記に該当する入所定員を超えた利用者の受入については、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限り可能としているもの。</p> <p>(1) 1日当たりの障がい児の数</p> <p>① 入所定員50人以下の事業所の場合 入所定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 入所定員51人以上の事業所 入所定員に入所定員から50を差し引いた数に5%を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3月間の利用者の数 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	A・B・C	別表6								
	<p>ウ 共生型事業の場合（共生型児童発達支援、放課後等デイサービス）</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、18人）以下としているか。</p>	A・B・C									
	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲になっているか。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	A・B・C	
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

(共通部分)

<p>10 非常災害対策</p> <p>※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は回答不要</p>	<p>ア 防災設備等の整備・点検について</p> <p>(1) 消防法その他法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。</p> <p>(2) 専門業者による定期的な点検を行っているか。 ※点検対象 消防法施行令別表第1(六)に記載の防火対象物 障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 点検時期等 機器点検(外観確認及び簡易な操作確認)…6月 総合点検(全設備の動作点検、機能確認)…1年 結果報告 管轄する消防署へ提出…1年に1回</p> <p>イ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)を立てているか。また、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害等想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立てているか。また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は消防法第8条に基づき定められる者に行わせているか。</p> <p>ウ 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。 ※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、市の防災担当課へ確認の上、回答してください。</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内</p> <p>(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内</p> <p>(エ～カは要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)</p> <p>エ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成しているか。</p> <p>オ 作成した計画は市の担当部局へ報告しているか。</p> <p>カ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。</p> <p>キ 非常災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知しているか。</p> <p>ク 日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力を得られるような体制作りを行っているか。</p> <p>ケ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>コ 夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施しているか。 ※入所施設のみ回答。</p>	<p>別表5-8</p> <p>別表5-9</p> <p>別表5-10</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>該当・非該当</p> <p>該当・非該当</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>(通所支援)</p> <p>通所条例第41条</p> <p>通所解釈第三の3(30)</p> <p>(入所施設、発達支援センター)</p> <p>施設条例第38条</p> <p>施設解釈第三の3(33)</p> <p>最低基準条例第7条第2項</p> <p>消防法第8条、第17条の3の3</p> <p>消防法施行令第6条、第7条、第10条、第12条、第21条、第23条</p> <p>消防法施行規則第3条、第31条の6</p> <p>消防庁告示第9号</p> <p>水防法第15条の3</p> <p>土砂災害防止法第8条の2</p>
--	---	--	--

(共通部分)

11 衛生管理等	ア	障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	A・B・C	別表5-2	(通所支援) 通所条例第42条 通所解釈第三の3(31)
	イ	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように以下の必要な措置をじているか。			
		① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(おおむね3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	A・B・C		
		② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ※平常時の対策及び発生時の対応に盛り込むべき事項 【平常時の対策】 指定通所(入所)支援事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(標準的な予防策、手洗いの基本)等 【発生時の対応】 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療措置、行政への報告等、発生時における指定通所(入所)支援事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制	A・B・C		
		③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。	A・B・C	別表3	
		④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年2回以上)に実施しているか。	A・B・C	別表5-3	
	ウ	従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	A・B・C		
	エ	従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。	A・B・C		
オ	感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	A・B・C			

(共通部分)

<p>12 掲示</p> <p>※必要項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 <p>①②③⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援、保育所等訪問支援 <p>①②⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 <p>①②③④⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療型障害児入所施設 <p>①②④⑤</p>	<p>事業所の見やすい場所に以下の事項を掲示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要(少なくとも規程に定めるべき項目は盛り込むこと。要約可) ② 従業者の勤務の体制 ③ 協力医療機関 ④ 協力歯科医療機関 ⑤ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 	<p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第44条</p> <p>(入所施設) 施設条例第41条</p>
--	--	--------------	--	---

(共通部分)

13 身体拘束等の禁止	ア	利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。	A・B・C	別表5-4	(通所支援) 通所条例第45条 通所解釈第三の3(34)
	イ	やむを得ず身体拘束等を実施するときは、組織として決定し、個別支援計画に拘束態様、時間、理由を記載しているか。	A・B・C		
	ウ	緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族への説明を行うとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	A・B・C		
	エ	身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 (身体拘束の具体的な内容) ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	A・B・C		
	オ	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。			
	①	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	A・B・C		
	②	身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 (「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき事項) ○ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ○ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ○ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ○ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ○ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ○ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ○ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	A・B・C		
	③	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。	A・B・C		
					虐待防止の手引き

(共通部分)

14 従業者等による障がい児虐待	ア 従事者は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置及び経済的虐待等の被措置児童等虐待（障害者福祉施設従業者等による障害者虐待）を行っていないか。	A・B・C	別表5-7	(通所支援) 虐待防止の手引き 障害者虐待防止法第三章
	イ 虐待を防止するため、従業者の人権意識と知識・技術の向上、苦情解決制度の活用、サービス評価などの利用、成年後見制度の活用等に取り組んでいるか。	A・B・C		
	ウ 従業者による虐待を受けたと思われる障がい児を発見した場合は、速やかに市に通報しているか。	A・B・C		
	エ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。			
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（少なくとも1年に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	A・B・C		
	② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに新規採用時には必ず研修を実施しているか。	A・B・C		
	③ 上記①・②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	A・B・C	別表3	(入所施設) 障発第1020001号 児福法第2章第七節 (通所支援) 通所条例第46条 通所解釈第三の3(35) (入所施設) 施設条例第43条 施設解釈第三の3(38)
15 秘密保持等	ア 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第48条 通所解釈第三の3(37)
	イ 事業所又は施設は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	A・B・C		
	ウ 他の事業者又は施設に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	A・B・C		
16 苦情解決	苦情受付及び解決の取り組みについて		別表5-5	(通所支援) 通所条例第51条 通所解釈第三の3(39)
	ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (苦情解決の仕組み) ① 苦情受付担当者（窓口職員等） ② 苦情解決責任者（施設長等） ③ 第三者委員（福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員等）	A・B・C		
	イ 苦情解決の要領（マニュアル）を定めているか。	A・B・C		
	ウ 苦情解決の仕組みを給付決定保護者等に知らせているか。 (周知の方法例) ① 事業所窓口への掲示 ② 広報誌への掲載 ③ 利用契約締結時の説明と書面交付	A・B・C		
	エ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	A・B・C		
	オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。	A・B・C		
				(入所施設) 施設条例第45条 施設解釈第三の3(40) 社援第1352号

(共通部分)

17 事故発生時等の対応	ア 事故防止マニュアルの作成、事故防止を目的とした職員研修を実施しているか。	A・B・C	別表5-6	(通所支援) 通所条例第53条 通所解釈第三の3(41)
	イ 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	A・B・C		(入所施設) 施設条例第50条 施設解釈第三の3(44)
	ウ 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	A・B・C		障第515号、障第1016号、新障第769号、障第855号
	エ 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	A・B・C		
18 会計の区分 ※医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設は回答不要	当該指定通所(入所)支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第54条 通所解釈第三の3(42) (入所施設) 施設条例第51条 施設解釈第三の3(45)
19 記録の整備	障がい児に対する指定通所(入所)支援に関する記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第55条 通所解釈第三の3(43) (入所施設) 施設条例第52条 施設解釈第三の3(46)
20 給付費等の算定及び取扱い	ア 給付費等は、報酬告示及び留意事項通知に基づき、適切に算定しているか。	A・B・C	別表4(1) 別表9	(通所支援) 平24厚労告122 (入所施設) 平24厚労告123 平24障発0330第16
	イ サービス費の算定に当たって、厚生労働大臣が定める基準に該当する減算事項が認められた場合は、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を算定しているか。	A・B・C		
	ウ 各種加算の算定に当たり、報酬告示及び留意事項通知に支援内容の記録を求められているものは、適切に記録しているか。	A・B・C		

(共通部分)

21 入所者預り金の取扱い状況 ※利用者の金品（通帳、印鑑、現金等）を事業者が預かり管理している場合は回答	入所者預り金について		別表5-11	平18福第1983号
	ア 入所者等と施設との間で契約（合意）を書面により取り交わしているか。	A・B・C		
	イ 預り金に係る個人別出納台帳を作成しているか。	A・B・C		
	ウ 通帳は個人別となっているか。	A・B・C		
	エ 通帳及び印鑑管理について ① 通帳と印鑑の管理者を分けているか。	A・B・C		
	② 通帳と印鑑は各々別の場所で鍵のかかる保管庫等に保管されているか。	A・B・C		
	オ 施設長等の管理責任者による例月点検を実施しているか。 また、その記録を残しているか。	A・B・C		
	カ 親族等への収支報告等 ① 親族等への収支報告を四半期に1回以上行っているか。 また、その記録を残しているか。	A・B・C		
② 親族等への収支報告を行った際には、親族等からその内容を確認した旨の書類を徴しているか。	A・B・C			
キ 金銭の授受にあたっては、受領書の受け渡しを行っているか。	A・B・C			
第2 前回実地指導指摘事項の改善状況	前回の実地指導で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	別表8	

指定障がい福祉サービス事業等事前提出資料

(個別部分) 児童発達支援・児童発達支援センター（福祉型・医療型）

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令
第3 人員に関する基準				
1 従業者の員数 指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを除く)	<p>(1) 従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 児童指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、①又は②に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ① 障害児の数が10までのもの 2以上 ② 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 注1 児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 注2 機能訓練担当職員等の数を含める場合は、児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>※ 令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、条例第6条第1項第1号の員数に加えることができる。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1以上 うち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>※ 上記(1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的を行う場合 イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第66条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第66条において同じ。）を行う場合 ウ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第66条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第66条において同じ。）を行う場合</p> <p>上記に掲げる場合において、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>別表1-1 別表1-3 別表2</p>	<p>通所条例第6条 通所解釈第三の1(1)</p>

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
	<p>(2) 上記(1)にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 嘱託医 1以上 イ 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 1以上 ウ 児童指導員又は保育士 1以上 エ 機能訓練担当職員 1以上 オ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>※ 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。ただし、事業所には必置であり、機能訓練の提供に支障がない場合であること。</p>	A・B・C		
指定福祉型児童発達支援センター	<p>(3) 従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 嘱託医 1以上 イ 児童指導員及び保育士 ①から③までに掲げる区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数 ① 児童指導員及び保育士の総数（機能訓練担当職員等の数を含める場合は、総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。） 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ② 児童指導員 1以上 ③ 保育士 1以上 ウ 栄養士 1以上 エ 調理員 1以上 オ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>※栄養士については、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は置かないことができる。 ※調理員については、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所は置かないことができる。</p> <p>(4) 上記(3)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的を行う場合 イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 上記に掲げる場合において、機能訓練担当職員等を置いた場合、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(5) 上記(4)にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(3)に掲げる従業者のほか、下記の従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 ア 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上 イ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り。） 機能訓練を行うために必要な数 ウ 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限り。） 医療的ケアを行うために必要な数</p>	A・B・C	別表1-2 別表1-3 別表2	通所条例第7条 通所解釈第三の1(2)

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令
	<p>(6) 上記(4)にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(3)の各号に掲げる従業者のほか、下記の従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>ア 看護職員 1以上 イ 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>(7) (3)から(6)まで((3)アを除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(3)ウの栄養士及び(3)エの調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	A・B・C		
指定医療型児童発達支援センター	<p>(8) 従業者及びその人数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>イ 児童指導員 1以上 ウ 保育士 1以上 エ 看護職員 1以上 オ 理学療法士又は作業療法士 1以上 カ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(9) (8)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置いているか。</p> <p>(10) (8)及び(9)に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者として置いているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	A・B・C	別表1-2 別表1-3 別表2	通所条例第63条 通所解釈第四の1
2 共生型事業 ※共生型事業所のみ回答してください。	<p>ア 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>イ 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。</p>	A・B・C		通所省令第55条の2 通所解釈第三の4(1) 通所省令第55条の3 通所解釈第三の4(2) 通所省令第55条の4 通所解釈第三の4(3)
3 管理者	指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	A・B・C	別表1-3 別表2	通所条例第8条 通所解釈第三の1(3)
4 従たる事業所を設置する場合における特例 ※該当する児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く)のみ記入してください。	従たる事業所を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	A・B・C	別表1-3 別表2	通所条例第9条

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
5 従業者の員数に関する特例 ※該当する児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）のみ記入してください。	一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、上記1(1)ア注1の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤としているか。	A・B・C	別表1-3 別表2	通所条例第90条 通所解釈第八の1(2)
第4 設備に関する基準				
指定児童発達支援事業所 （児童発達支援センターを除く）	(1) 以下の設備を備えているか。 ア 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。 イ 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。	A・B・C		通所条例第10条 通所解釈第三の2(1)
指定福祉型児童発達支援センター	(2) 以下の設備を備えているか。 ア 指導訓練室 (ア) 定員は、おおむね10人とする。こと。 (イ) 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とする。こと。 イ 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とする。こと。 ウ 屋外遊戯場 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む エ 医務室 オ 相談室 カ 調理室 キ 便所 ク 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。	A・B・C		通所条例第11条 通所解釈第三の2(2)
	(3) (2)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。	A・B・C		
	(4) (2)及び(3)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）	A・B・C		
指定医療型児童発達支援センター	(5) 以下の設備を備えているか。 ア 医療法に規定する診療所として必要とされる設備 イ 指導訓練室 ウ 屋外訓練場 エ 相談室 オ 調理室 カ 浴室及び便所の手すり等、身体の機能の不自由を助ける設備	A・B・C		通所条例第65条 通所解釈第四の2
	(6) (5)に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(5)アに掲げる設備を除いて、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）	A・B・C		

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
共生型事業 ※共生型事業所のみ回答してください。	ア 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上としているか。 イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。	A・B・C A・B・C		通所条例第55条の3 通所条例第55条の4
第5 運営に関する基準				
1 児童発達支援計画の作成等	ア 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 イ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 ウ 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 エ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。通所支援では、この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定障害児支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 オ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。 カ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 キ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を給付決定保護者に交付しているか。 ク 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。 ケ 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 コ イからキまでの規定は、クに規定する児童発達支援計画の変更について準用しているか。	A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C A・B・C		通所条例第28条 通所解釈第三の3(16)

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令
2 指導、訓練等	ア 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	A・B・C		通所条例第31条 通所解釈第三の3(19)
	イ 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	A・B・C		
	ウ 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	A・B・C		
	エ 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	A・B・C		
	オ 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	A・B・C		
3 食事 ※児童発達支援センターのみ回答してください。	ア 検食を食事提供前に実施し、その内容を記録しているか。	A・B・C		通所条例第32条 施設条例第27条 衛食第85号別添 衛食第201号 社施第38号 社援基発0307001号
	イ 調理業務を委託している場合、受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難になった場合の業務の代行保証を定めているか。	A・B・C		
	ウ 調理従事者等は臨時職員も含め、月に1回以上の検便（腸管出血性大腸菌の検査を含む）を受けているか。また、調理業務を委託している場合は、業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認しているか。	A・B・C		
	エ 地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めているか。	A・B・C		
4 労基法の届出・許可等の状況 ※児童発達支援センターのみ回答してください。	(1) 労働基準法等関係法規の遵守について			労働基準法第24条、第32条、第36条、第41条、第89条、第90条 労働基準法施行規則第23条 労働安全衛生規則第44条、第45条
	ア 週40時間勤務体制が実施されているか。	A・B・C		
	イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働基準監督署へ届け出ているか。	A・B・C		
	ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A・B・C		
	エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定は適切に行われているか。	A・B・C		
	オ 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	A・B・C		
(2) 職員への健康診断等健康管理の実施について				
	1年以内ごとに1回、夜間業務に従事する職員は6か月以内ごとに1回、医師による定期健康診断が行われているか。	A・B・C	別表7	
5 健康管理 ※児童発達支援センターのみ回答してください。	通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。	A・B・C	別表7	通所条例第34条 通所解釈第三の3(22)

【別表1-1】

従業者の員数等 [児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所]

1 定員等 (資料作成日現在)

定員	人
利用者数	人

(※共生型の場合は本体事業所の定員数を記載)

- (注) 1 ①+②=障害児の数が10以下 2以上
 障害児の数が11以上 2に、10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
 ※1人以上は常勤であること。
 ※機能訓練担当職員等を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士であること。
- 2 児童発達支援管理責任者は、1以上(うち1人以上は専任かつ常勤)
 - 3 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員 (①+②に含めることができる)
 - 4 医療的ケアを行う場合は、看護職員 (①+②に含めることができる)
 - 5 主として重症心身障害児を通わせる事業所には、次の従業員を置く。
 - (1) 嘱託医は、1以上
 - (2) 看護職員は、1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士は、1以上
 - (4) 機能訓練担当職員は、1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者は、1以上

2 従業者の員数(共生型の場合は記載不要)

(資料作成日現在) 単位：人

区分		管理者 (施設長)	児童指導員 ①	保育士 ②	小計 ①+②	児童発達 支援管理 責任者	嘱託医	看護職員	機能訓練 担当職員	その他の 従業者	合計
基準数											
現員数	常勤	専従									
		兼務									
	非常勤	専従									
		兼務									
合計											

【別表1-2】

従業者の員数等 [児童発達支援センターに限る]

1 定員等 (資料作成日現在)

定員	人
利用者数	人

(注) 【福祉型児童発達支援センター】

- 1 嘱託医は、1以上
- 2 ①+②=概ね障害児の数を4で除した数以上
※機能訓練担当職員等を含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士であること。
- 3 ①は、1以上
- 4 ②は、1以上
- 5 栄養士は、1以上 (但し、40人以下の事業所には置かないことができる。)
- 6 調理員は、1以上 (但し、調理業務を全部委託する事業所には置かないことができる。)
- 7 児童発達支援管理責任者は、1以上
- 8 機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員 (①+②の総数に含めることができる)
- 9 医療的ケアを行う場合は、看護職員 (①+②の総数に含めることができる)
- 10 主として難聴児を通わせる事業所には、上記1~8の他に次の従業員を置く。
(①+②の総数に含めることができる。)
(1) 言語聴覚士 支援の単位ごとに4以上
(2) 看護職員は、医療的ケアを行うために必要な数
- 11 主として重症心身障害児を通わせる事業所には、上記1~7の他に次の従業員を置く。
(①+②の総数に含めることができる。)
(1) 看護職員は、1以上
(2) 機能訓練担当職員は、1以上

【医療型児童発達支援センター】

- 1 診療所に必要とされる従業者 医療法に規定する必要数
- 2 ①は、1以上
- 3 ②は、1以上
- 4 看護職員は、1以上
- 5 理学療法士又は作業療法士は、1以上
- 6 児童発達支援管理責任者は、1以上
- 7 言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員

2 従業者の員数

(資料作成日現在) 単位：人

区分		管理者 (施設長)	嘱託医	児童指導員 ①	保育士 ②	小計	栄養士	調理員	児童発達 支援管理 責任者	看護職員	機能訓練 担当職員	理学療法士 又は 作業療法士	合計
基準数						0							0
現員数	常勤	専従				0							0
		兼務											0
	非常勤	専従				0							0
		兼務											
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【別表1-3】

○ 職員の状況

(資料作成日現在)

職種	氏名	業務に必要な資格 (研修の受講)等		経験年数(当年度4月1日現在)			常勤・非常勤 の別	専従・兼務 の別	兼務先事業所 (職名)	直近月の勤務状況 (平成 年 月分)			備考
				現事業所経験		他の社会 福祉事業 の 経験年数				合計	当該 事業所	兼務先 事業所	
		名称	取得(修了) 年月日	就任(就職) 年月日	勤務 年数								
※記載例 児童指導員	〇〇 〇〇	保育士	H22.5.1	R2.4.1	2	5	常勤 非常勤	専従 兼務	放課後デイ・△△ (児童指導員)	160	80	80	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
					常勤 非常勤	専従 兼務		0	時間	時間	
合計	名									0	時間	時間	

- (注) 1 事業所職員全員について記入すること(非常勤職員、登録ヘルパー等サービス提供している者全員について記入すること)。
 2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。
 3 「業務に関連する資格等」は、指定基準(人員基準)上必要とされる資格の取得(研修の受講)状況等について記入すること。
 4 「経験年数」の「現事業所経験」は、現事業形態の指定を受け、当該事業の職員として就任(就職)した日からの年数を記入すること。(月・日単位の端数は切り捨てて記入。)
 5 「直近月の勤務状況」は、本資料作成日の直前月の勤務状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)
 6 「直近月の勤務状況」について、事務員・調理員等、指定基準に定める以外の職員で、兼務の状況を書きにくい場合は合計時間の記入のみで可。

【別表 2】

○ 直近月の勤務時間表（既存資料による代用も可。ただし指定事業ごとの勤務状況が分かるものであること。）

職 種	氏 名	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1 か月の勤務時間 (合計)	1 週間に勤務すべき所定の勤務時間	常勤換算後の員数			
		曜日																																					
※記載例 管理者	○○ ○○				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	84	20	0.5			
生活支援員	△△ △△		8		8	8	8	8	8			8	8		8	8	8		8	8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	176	40	1.0		
合 計																																							

(注) 1 本資料作成日の直近月の勤務状況（実績）について記入すること。（書きにくい場合は前々月の状況で可。）
 2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみに記入すること。
 3 「1週間に勤務すべき所定の勤務時間」は、直近月の実績にかかわらず、所定の勤務時間数を記入すること。（例：1日8時間×週5日勤務＝40時間）

【別表3】

研修状況及び研修内容

(前年度実績)

研 修 名	研 修 年 月 日	職 名	研修人員	研 修 内 容
(例) 虐待防止研修	R1.9.1	介護職員等	20人	全社協主催〇〇〇研修会の復命研修会
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・新採用時				
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・1回目（※開催必須）				
感染症等の業務継続に係る研修（注1）・2回目（※開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・新採用時（※開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・1回目（※開催必須）				
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修・2回目（※開催必須）				
身体拘束適正化のための研修・新採用時（※開催必須）				
身体拘束適正化のための研修・1回目（※開催必須）				
虐待防止のための研修・新採用時（※開催必須）				
虐待防止のための研修・1回目（※開催必須）				
上記以外の研修を実施している場合は、下記に記載すること。（注2）				

(注1) 感染症等の業務継続に係る研修は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修と一体的に実施することは差し支えない。

(注2) 外部研修への参加についても記載すること。なお、別紙として研修実施一覧表等を添付しても差し支えない。

【別表4】

利用料等の状況

(1) 障害児通所（入所）給付費（加算のみ）の請求状況

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
請求件数：計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本資料作成日の過去1年間の請求実績（サービス種別、加算名称及び請求件数）について下記の記入例を参考に記入すること。
 (請求事務等の都合により前月分を書きにくい場合は、前々月から1年間の状況で可。
 なお、過去1年間に実績がない場合は空欄とすること。)
- 2 「請求件数」について、一月に一人の利用者に対して同一の指定サービスを（「居宅介護」のみなど）複数回提供し
 それに伴い加算（初回加算のみなど）要件を満たすサービスを複数回提供しても1件とカウントすること。（延べ件数ではない。）
 ただし、一月に異なる指定サービス（「居宅介護」と「行動援護」の併用など）の提供にあわせ各種加算要件を満たす
 サービスをそれぞれ提供した場合は、それぞれ1件とカウントすること。

(記入例) 令和4年8月に実地指導を受検する場合

※資料作成日現在、7月分の請求をしていない場合は、6月までの1年間分（令和3年7月～令和4年6月）を記載する。

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
児童発達支援	欠席時対応加算		1	1	1	1	1		2		1		1
	食事提供体制加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	送迎加算								2	2	2	2	2
福祉型入所支援	入院・外泊時加算		2			1		2	2	2	1	1	1
請求件数：計		1	4	2	2	3	2	3	7	5	5	4	5

(2) 障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほかに利用者から支払いを受ける費用の状況

	費用の名称
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

- (注) 1 本資料作成日現在の状況を記入すること。
 なお、現在支払いを受けておらず実績がない場合は「該当無し」とすること。
 2 介護給付費・訓練等給付費によって賄われるもの以外で利用者から支払いを受ける費用について、その名称（例：食材料費、日用品費など）を記入すること。
 3 費用が6種類以上ある場合は、代表的なもの上位6つを記入すること。

【別表5】

第5-1 業務継続計画（以下「計画」という。）の策定状況（前年度実績）

計画の有無			有・無	
感染症に関する訓練（注）	1回目	月	2回目	月
災害に関する訓練	1回目	月	2回目	月

（注）感染症に関する訓練については、「第5-3 感染症の予防及びまん延防止のための訓練」と一体的に実施することも差し支えない。

第5-2 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の実施状況（前年度実績）

実施年月日	委員会開催内容

（注）記入しきれない場合は別紙とすること。年間の通じた上記委員会の実施状況がわかる資料を添付することも可とします。

第5-3 感染症の予防及びまん延防止のための訓練実施状況（前年度実績）

感染症に関する訓練	1回目	月	2回目	月
-----------	-----	---	-----	---

第5-4 身体拘束の状況（資料作成日現在）

身体拘束の方法	件数	身体拘束の必要な理由	記録の有無	家族等の確認の有無

（注）記入しきれない場合は別紙とすること。

第5-5 苦情解決の仕組み等の状況

（1）苦情解決の仕組み（資料作成日現在）

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職	氏名
苦情解決責任者	有・無	職	氏名
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等)	氏名
苦情解決のための要領（マニュアル）の整備			有・無

（2）苦情解決仕組みの周知方法（資料作成日現在）

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

（3）苦情解決結果の公表方法（資料作成日現在）

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

第5-6 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	記録等の有無	
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無
		市町村への報告	有・無
		家族等への連絡	有・無
		記録	有・無

- (注) 1 人身事故、財物事故を伴わない無断外出は除く。
 2 「事故等の内容・原因」は簡潔に記入すること。
 3 記載しきれない場合は別紙とすること。

第5-7 虐待防止に向けた取組の状況

(前年度実績)

<p>・どのような体制（例：責任者や委員会の設置等）を整備しているか。</p>
<p>・どのような取組（例：研修の実施、マニュアル整備、掲示等）を行っているか。</p>

第5-8 消防計画の状況

(資料作成日現在)

消防計画作成 年月日	年 月 日 作成	消防署への届出 年月日	年 月 日 届出
職員への周知方法			
防火管理者 職・氏名		防火管理者選任 消防署への届出日	年 月 日 届出

(注) 職員への周知状況は、具体的な内容を記入すること。

第5-9 避難確保計画(注)の状況

(資料作成日現在)

要配慮者利用施設	該当 ・ 非該当	市町村担当課への 報告年月日 (左記「該当」 の場合)	年 月 日 届出
避難確保計画の 種類を○で囲む	洪水 ・ 土砂 ・ 津波 ・ 原子力		

注 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波浸水想定区域内又は原子力災害対策重点区域内の要配慮者利用施設に該当する場合に作成が必要。

第5-10 消防訓練・防災設備点検の状況

(前年度実績)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※実施 実施 月に ○印	消 防 訓 練 (注)												
	避 難												
	救 助												
	通 報												
	消 火												
	避難確保計画に基づく訓練												
	専門業者等による 防災設備の定期点検												
消防器具・避難経路等の 自主点検													

注 夜間又は夜間想定避難訓練を実施した場合は、「○」ではなく「夜」を選択すること。

第5-11 利用者預り金の状況

(直近月末の状況)

預り金の有無	入所者数	預り人数
有・無	人	人
通帳管理保管責任者 職・氏名	通帳保管場所	
印鑑管理保管責任者 職・氏名	印鑑保管場所	
①管理の方法及び利用者または親族等への手交方法等 ②現金を保管する場合の保管方法等		

(注) 1 利用者の所持金を管理している場合についてすべてを記入すること。
2 「管理の方法及び利用者又は親族等への手交方法等」及び「現金を保管する場合の保管方法等」は簡潔に記入すること。

【別表6】

定員超過利用の状況

※ 定員超過の状況の有無にかかわらず、必ず記入すること。

※ 「(1)1日の状況」、「(2)過去3か月の状況」ともに、事業所の利用定員に応じて①又は②のいずれかを記入すること。

(1) 1日の状況 (R 年 月分)

① 利用定員50人以下の場合

利用定員

$$\boxed{} \text{人} \times \frac{150}{100} = \boxed{} \dots A$$

開所日ごとの障害児数(人)

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
...									
月間の延べ障害児数(合計)									
<input type="text"/> 人									

- (注) 1 本資料作成日の直前月の状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)
- 2 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。
- 3 「開所日ごとの利用者数」において、休日等については/ (斜線) とするか、「休」等と記入すること。
- ★ 「開所日ごとの障害児数」についてはそれぞれの値を『B』とし、 $B \geq A$ となる日については、障害児全員について、当該1日分の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

② 定員51人以上の場合

利用定員

$$\boxed{} \text{人} + \left[\boxed{} - 50 \right] \times \frac{25}{100} + 25 = \boxed{} \dots C$$

開所日ごとの障害児数(人)

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
...									
月間の延べ障害児数(合計)									
<input type="text"/> 人									

- (注) 4 本資料作成日の直前月の状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)
- 5 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。
- 6 「開所日ごとの利用者数」において、休日等については/ (斜線) とするか、「休」等と記入すること。
- ★ 「開所日ごとの障害児数」についてはそれぞれの値を『D』とし、 $D \geq C$ となる日については、障害児全員について、当該1日分の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

(2) 過去3か月の状況 (R 年 月 ~ R 年 月分)

$$\begin{array}{c} \text{利用定員} \\ \boxed{} \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{過去3か月の開所日数} \\ \boxed{} \text{日} + \boxed{} \text{日} + \boxed{} \text{日} \\ \text{〔 月〕} \quad \text{〔 月〕} \quad \text{〔 月〕} \end{array} \times \frac{125}{100} = \boxed{} \cdots \text{G}$$

$$\begin{array}{c} \text{過去3か月の延べ障害児数} \\ \boxed{} \text{人} + \boxed{} \text{人} + \boxed{} \text{人} \\ \text{〔 月〕} \quad \text{〔 月〕} \quad \text{〔 月〕} \end{array} = \boxed{} \cdots \text{H}$$

(注) 3 本資料作成日の直前月を起点とした過去3か月の状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月からの状況で可。)

4 計算過程において生じた小数点以下の端数は切り上げること。

★ H > Gとなる場合は、障害児全員について、当該月(直前月のこと。3か月分の全てではない。)の報酬を厚生労働大臣が定める所定単位数の100分の70に減額を行う必要があること。

別表7〔児童発達支援センターのみ記入すること〕

障がい児の健康診断の状況

(※前年度実績)

期 日	受診済人数	検 査 内 容	実 施 状 況
例) 24.4.8	30人	問診、身体測定、尿検査	嘱託医

職員の健康診断の状況

(※前年度実績)

期 日	受診済人数	検 査 内 容	実 施 状 況
例) 24.6.8	18人	問診、身体測定、血圧検査、採血、尿検査	嘱託医

【別表 8】

○ 前回実地指導の指摘事項の改善状況

区 分	指 摘 事 項	改 善 状 況
施設運営管理に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
利用者処遇の確保に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
組織運営・人事管理等に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。

【別表9】

○ 障害児通所給付費請求先市町村の状況

直近月に障害児通所給付費を請求した市町村に○印を付けてください。

20市				10町村								
1 新潟市		9 見附市		17 佐渡市		北蒲原郡		三島郡		刈羽郡		
2 長岡市		10 村上市		18 魚沼市		21 聖籠町		25 出雲崎町		28 刈羽村		
3 三条市		11 燕市		19 南魚沼市		西蒲原郡		南魚沼郡		岩船郡		
4 柏崎市		12 糸魚川市		20 胎内市		22 弥彦村		26 湯沢町		29 関川村		
5 新発田市		13 妙高市				南蒲原郡		中魚沼郡		30 粟島浦村		
6 小千谷市		14 五泉市				23 田上町		27 津南町				
7 加茂市		15 上越市				東蒲原郡						
8 十日町市		16 阿賀野市				24 阿賀町						
										市町村数計		0